（原動機及び動力伝達装置）

第88条　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3. の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

２～６　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録６に定める基準（４フェーズＷＬＴＣによる評価及びレベル１Ａに係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（前照灯等）

第120条　（略）

２～12　（略）

13　保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

14　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

２～６　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（前照灯等）

第120条　（略）

２～12　（略）

13　前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

14　（略）